

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 一人ひとりの状況・状態に対応した支援の実現

1) 健康づくり・介護予防の展開

高齢期を迎えても誰もが心身ともに健やかに暮らしていけるよう、専門職等によるデータと根拠に基づく生活習慣病等の発症予防・重症化予防、介護予防に取り組みます。

(1) 健康づくりの推進【重点的な取組み】

健康寿命の延伸に向け、生活習慣病の発症や重症化予防、フレイル対策に取り組みます。

〈主な内容〉

①生活習慣病の発症・重症化予防と健康状態の改善	生活習慣の改善をすることで、疾患のリスクを減らせるよう、エビデンスに基づいた生活習慣病の発症予防、重症化予防の対策を進めます。 また、生活機能低下を予防し、心身の機能の維持、向上のための取組みを行うとともに、ポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチの両面から、無関心層を含めた市民の健康づくりを支援します。
②保健事業と介護予防の一体的実施	高齢者一人ひとりが年齢・性別、健康状態、興味・関心などに応じて参加できる通いの場等において、医療専門職が積極的に介入・関与します。また、医療・介護データを分析・評価し、保健医療の視点からフレイル対策を介護事業と一体的に実施します。
③とよなか健康出張セミナー	10人以上のグループに対し、専門インストラクターを派遣し、講座（運動編、栄養・口腔編）を実施します。
④健康教育・出前講座の実施	市民からの希望に応じ、専門職が健康づくりに関する講話などを実施します。
⑤健康無関心層へのアプローチ	デジタルサイネージやICTの活用等により、健康無関心層へのアプローチを行います。

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
健康教育、出前講座の参加人数(人)	700	725	800
フレイル予防に取り組み、改善した人数 (人)	950	1,000	1,050
健康出張セミナーの参加人数(人)	300	350	400

(2) 介護予防の推進【重点的な取り組み】

介護予防事業を通じて、介護予防に関する周知啓発をはじめ、一人ひとりの状況・状態に応じた介護予防に関するサービスの提供に取り組みます。

〈主な内容〉

①介護予防教室の推進	介護予防教室や講演会等において、運動機能向上・低栄養予防・介護予防等に関する周知啓発を実施します。
②介護予防・生活支援サービスの基準緩和・従前相当サービスの実施	<p>介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施します。</p> <p>また、介護予防・生活支援サービスの趣旨や内容などについて、広く周知・啓発を進めます。</p>
③通所訪問型短期集中サービス（豊中はつらつ教室）の実施	<p>通所訪問型短期集中サービス（豊中はつらつ教室）を全市域で実施し、低下した生活機能を改善するための専門職による支援を行い、可能な限り、介護給付サービスに依存せず自立した日常生活を営むことができるように支援します。</p> <p>また、サービス終了後は、とよなかパワーアップ体操自主グループなど地域資源につなぐことで、社会参加を促進します。</p>

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
豊中はつらつ教室(通所訪問型短期集中サービス)実参加者数(人)	450	470	490

2) 認知症施策の充実

国の認知症施策推進大綱、共生社会の実現を推進するための認知症基本法などの内容を踏まえ、認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会をめざし、認知症施策の充実に努めます。

(1) 早期発見・早期支援のしくみづくりと連携の強化【重点的な取組み】

認知症は、早期発見し支援につなげることが重要となるため、働く世代からの認知症予防に向けて、保健医療の視点からもアプローチします。また認知症医療体制の充実により早い段階で適切な医療にかかり、さらに、地域包括支援センターや認知症初期集中支援チームをはじめとする支援機関の活動を通じて、切れめなく早期発見から早期支援につなぎます。

〈主な内容〉

<p>①認知症予防に関する情報発信の充実</p>	<p>「生活習慣病の予防や治療、社会とのつながりや運動を積極的に実践することで認知症の発症リスクを下げられる」ことを市民に広く周知・啓発します。また、認知症の危険因子である「難聴」に早期に気づき、耳鼻科受診などの機会を得ることで生活の質の向上並びにフレイルや認知症の進行に対する予防を図ります。ヒアリングフレイルチェックイベントの開催、啓発動画等の作成・配信などを実施します。</p>
<p>②認知症医療体制の充実・強化</p>	<p>かかりつけ医などの医療機関が、認知症を疑う患者を把握した際に、患者の同意のもと市へ情報提供する仕組みを新設します。【詳細はトピック1参照】</p>
<p>③認知症の初期段階における支援体制の強化</p>	<p>各圏域における認知症初期段階の支援体制構築に向けて、地域包括支援センターや医療機関等との連絡調整に取り組むとともに、認知症初期集中支援チーム（オレンジチーム）の活動との連携を推進します。</p>
<p>④認知症支援に関する情報発信の充実</p>	<p>認知症に関する知識や情報、認知症を疑うサイン、相談窓口、イベント情報や介護体験などの情報発信を虹ねっと連絡会認知症支援部会の参画団体と連携して行います。</p>
<p>⑤認知症ケアパスの普及及び活用促進</p>	<p>認知症の早期発見や必要な支援にスムーズにつながるよう、「認知症医療・福祉連携おたすけマップ（認知症ケアパス）」の内容を充実させ、普及・活用の促進を図ります。 また、ポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」や啓発冊子「やさしい介護と予防」などを通じて、認知症に関する相談ができる医療機関・相談窓口をはじめ、認知症支援に関する事業・活動の内容等の情報発信の充実に努めます。</p>

⑥相談支援に関する機関等の連携の強化	虹ねっと連絡会認知症支援部会の活動を通じて、認知症地域支援推進員による認知症の相談支援に関する機関・団体等の取組みの情報共有、地域全体の認知症ケアの向上に向けた連携・協力体制の構築・強化などに取り組みます。
⑦在宅医療・介護連携による認知症支援の推進	「虹ねっと連絡会」に設置されている「認知症支援部会」と連携して、市民向け啓発や医療・介護従事者向けの研修会等を行うことにより、在宅医療・介護連携においても認知症支援を推進します。

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域包括支援センターにおける認知症相談件数(件)	8000	8500	9000
認知症危険因子の啓発に関する教室・講演会の参加者数(人)	200	250	300
ヒアリングフレイルに関するイベント・教室の参加者数(人)	150	170	190

トピック1 認知症専門医などとの連携による認知症医療体制の強化

医療機関が、認知症の疑いがある人を把握した際に、本人の同意のもと情報提供を受けた市が地域包括支援センターと調整し、その人の認知機能に応じて、認知症支援事業や介護・福祉サービスの利用を支援します。

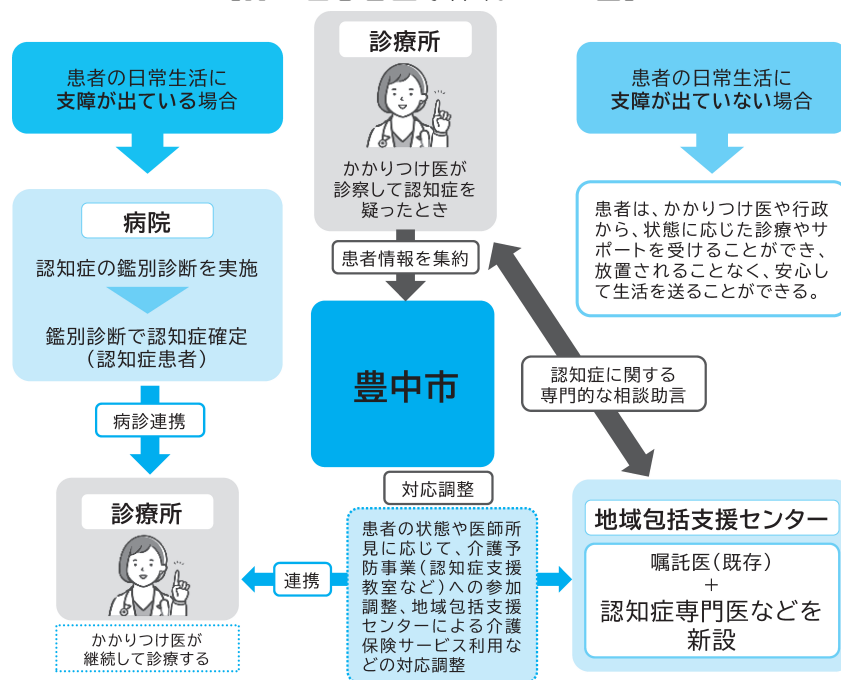
また、地域包括支援センターに配置している嘱託医に加え、認知症と診断された人をどのように診療するかの助言・相談などのコンサルティングを行う認知症専門医などを配置し、かかりつけ医などの医療機関をサポートします。

支援の事例

認知症の疑いがある一人暮らしの80歳の母を娘が心配してかかりつけ医に診てもらいに行きました。かかりつけ医は本人の同意のもと、医療支援課に情報提供し、長寿安心課、地域包括支援センターとも連携することで、認知症支援事業や介護・福祉サービスなどの支援につながりました。

かかりつけ医は地域包括支援センターに配置されている認知症専門医などと連携することでより適切な診断ができるようになります。

【認知症患者医療体制フロー図】



(2) 本人と家族の視点を重視する支援の充実【重点的な取組み】

認知症の人やその家族が日常生活を安心して過ごせるように、本人、家族の視点を重視し、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れめなく医療や介護、福祉等のサービス・支援を選ぶことができるよう充実が必要です。また、認知症の人の介護者の負担軽減に向けた取組みや支援の充実を図ります。

〈主な内容〉

①認知症の人の家族への支援	<p>認知症の人を介護する家族のニーズを踏まえ、介護者の精神的負担の軽減に向けた相互交流の促進や、介護技術の向上に向けた取組みなどを推進します。</p> <p>また、高齢者位置情報サービス事業や認知症個人賠償責任保険事業、ICT 見守りサービスを実施し、認知症の人や家族の支援を行います。</p>
②認知症カフェの充実	<p>「認知症カフェ」を認知症の人及びその家族介護者等が気軽に集える場、認知症に関する正しい知識や情報を得られる場、オレンジアの活動の場として立ち上げや運営を支援します。</p>
③認知症の人本人からの発信の支援	<p>「認知症カフェ」の取組みを通じて、認知症の人本人が自身の体験や希望、必要としていること等を本人同士、地域住民と語り合う本人ミーティングを実施します。</p>
④認知症の人の社会参加の促進	<p>公民館や図書館をはじめとする、高齢者の利用が多い施設等と連携した支援方策の充実を図り、認知症の人の社会参加を促進します。</p>
⑤若年性認知症の人への支援	<p>若年性認知症の人を、就労や社会参加・居場所づくりなど様々な分野から総合的に支援するため、資源を充実するとともに、既存の資源についての周知を図ります。</p>
⑥専門職の認知症対応力の向上	<p>介護や看護など在宅生活を支援する専門職、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局、病院の一般病棟における認知症対応力の向上に取り組めます。</p>

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症カフェ利用満足度(%)	70	80	80
認知症個人賠償責任保険利用人数(人)	600	600	600
ICT 見守りサービスの利用人数(人)	800	850	900

(3) 地域で見守り支え合う環境づくり【重点的な取組み】

認知症の人が個性や能力を発揮し住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域で見守り支える環境づくりとして「チームオレンジ」の構築を進めます。認知症についての正しい理解が地域全体に広まるよう、認知症に関する正しい知識の普及・理解の促進を図るとともに、認知症サポーターやオレンジャー、キャラバン・メイトの養成及び活動支援の充実を図ります。

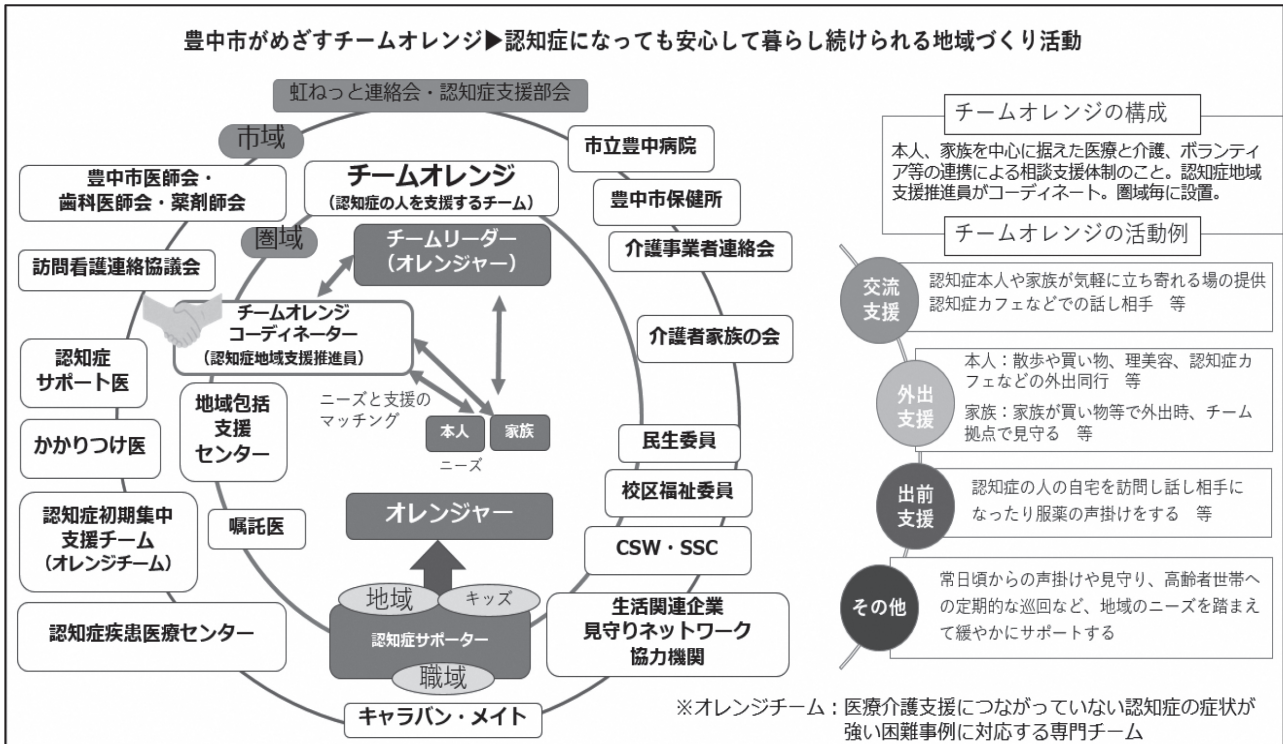
〈主な内容〉

①チームオレンジの構築	本人や家族のニーズに応じた具体的な支援につなげる仕組み「チームオレンジ」を本人、家族を中心に認知症地域支援推進員やオレンジャー、関係機関とともに編成、推進します。
②認知症サポーターの養成	図書館や公民館における認知症サポーター養成講座を継続して実施するとともに、認知症の人と地域で関わる人が多いと想定される郵便局や民間事業者向けの認知症サポーター養成講座の開催を促進します。
③オレンジャーの養成	認知症サポーターがオレンジャー養成講座を受け、チームオレンジや認知症カフェ等で地域での認知症の人や家族のニーズに寄り添った支援ができるよう育成、支援します。
④認知症キャラバン・メイトの活動支援の充実	認知症サポーター養成講座の講師を行うキャラバン・メイトを支援するため、豊中市キャラバン・メイト連絡会と連携のもと、メイト間の情報共有や交流促進、研修等を通じたスキルアップに向けた支援を行います。
⑤地域での認知症の人の見守り体制の強化	地域での認知症の人の見守り体制を強化するために、認知症の人が徘徊（ひとり歩き）した場合に早期の発見・安全確保を目的にしたみまもりステッカー利用支援事業及び認知症高齢者・障害者等行方不明捜索システム（認知症高齢者・障害者徘徊SOSメールが廃止され、オレンジセーフティネットに変更）の周知啓発、利用促進を図ります。

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
チームオレンジの立ち上げ数	7	9	11

【チームオレンジの体制図】



豊中市認知症施策推進計画

1. 趣旨

本市の認知症高齢者数^{※1}は令和5年9月末時点で1.4万人、軽度認知障害（MCI^{※2}）の有病者数は1.5万人であり、要支援・要介護認定者として把握していない軽度の人も含めると、潜在的にはより多くの方が何らかの認知症を有していることが推測されます。また、65歳未満の若年性認知症の課題もあります。

そのため、認知症になっても住み慣れた地域の中で安全・安心に、自分らしく過ごすことができるよう、その実現に向けた取組みの方向性を明らかにすることを目的とし、『豊中市認知症施策推進計画』を策定します。

※1 介護保険認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上

※2 正常と認知症との中間の状態、MCI有病率から推計

2. 計画の位置づけ

令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき策定し、認知症施策事業の進捗管理を行います。

	令和3年度～令和5年度 (2021年度～2023年度)	令和6年度～令和8年度 (2024年度～2026年度)	令和9年度～令和11年度 (2027年度～2029年度)
豊中市地域包括ケアシステム 推進基本方針	平成29年度(2017年度)～	→	
	「地域包括ケアシステム・豊中モデル」の実現		
介護保険 事業計画	第8期計画	第9期計画	第10期計画
	豊中市の高齢者分野における地域包括ケアシステムの深化・推進		
認知症 施策推進計画		→	
	住み慣れた地域で	目標（あるべき姿） 希望を持ち、安全・安心に	暮らすことができるまち

3. 目標と取組方針・重点取組項目等

本計画期間における認知症施策の方向性や取組みを明確にするため、目標と3つの取組方針「早期発見・早期支援のしくみづくりと連携の強化」「本人と家族視点の重視による支援の充実」「地域で見守り支え合う環境づくり」を掲げ、重点取組項目を設定します。

なお、取組方針は、第9期計画の基本目標1－2) 認知症施策の充実における取組み(1)～(3)と対応しています。

目 標

住み慣れた地域で希望を持ち、安全・安心に暮らすことのできるまち

取組方針 1 早期発見・早期支援のしくみづくりと連携の強化

認知症の人の意思や意向を十分に尊重しながら、早い段階で専門的な医療を適切に受けることができるよう、保健・医療・福祉サービスの切れ目のない提供をめざします。

【第9期計画 基本目標1－2）認知症施策の充実 取組み（1）に対応】

重点取組項目	<ol style="list-style-type: none"> 1) 認知症医療体制の充実と強化 2) 早期支援体制の構築と実施 3) 認知症ケアパスの充実と活用促進 4) 認知症医療・介護連携の強化
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●かかりつけ医などの医療機関が認知症の可能性のある人を把握した際に、本人同意のもと市へ情報提供する仕組みを新設します。 ●認知症の初期段階における支援体制を認知症地域支援推進員の機能強化とともに構築します。

取組方針 2 本人と家族の視点を重視する支援の充実

認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、日常生活や社会生活において生じる不安や葛藤に寄り添い、その障壁を取り除く支援に取り組めます。

【第9期計画 基本目標1－2）認知症施策の充実 取組み（2）に対応】

重点取組項目	<ol style="list-style-type: none"> 1) 本人視点を重視する支援の基盤整備 2) 認知症高齢者等の見守りサービスの充実 3) 認知症高齢者等の権利擁護と社会参加の促進
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●本人、家族の意向を尊重し施策に反映できるよう本人発信の支援に取り組めます。 ●認知症の容態の状況に応じて利用できる見守りサービスを充実します。

取組方針 3 地域で見守り支え合う環境づくり

認知症の人が、その個性や能力を発揮し、社会の一員としての役割をあきらめることなく担うことができるよう、家族や身近な支援者とともに支える地域の理解者や協力者の育成と活躍できる環境づくりに取り組めます。

【第9期計画 基本目標1－2）認知症施策の充実 取組み（3）に対応】

重点取組項目	1) チームオレンジの構築と支援の実施 2) 認知症の正しい知識と理解の促進 3) 認知症サポーター活動の場づくり・機会づくり
主な取組内容	●チームオレンジコーディネーター（認知症地域支援推進員）が要となり、オレンジャーや関係機関とともに各圏域で本人や家族のニーズに応じた具体的な支援につなげる仕組み「チームオレンジ」を構築します。

4. 活動指標

- 地域包括支援センターにおける認知症相談件数
- 認知症危険因子の啓発に関する教室・講演会の参加者数
- ヒアリングフレイルに関するイベント・教室の参加者数
- 認知症個人賠償責任保険利用人数（人）
- ICT見守りサービス利用人数（人）
- 認知症カフェの満足度調査の結果
- チームオレンジの立ち上げ数

5. 進捗管理と評価

年度ごとに、活動指標や事業実績による定量評価とともに、支援関係者による会議や意見交換等による定性評価に基づき、その達成状況を「認知症支援部会」「虹ねっと連絡会」において点検・評価等を行い、豊中市介護保険事業運営委員会へ報告後、その結果は市ホームページを通じて公表します。

3) 関係機関・専門職の支援スキルの向上と多職種連携の強化

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、医療と介護の多職種連携や支援スキルの向上、ケアマネジメント力の向上に取り組めます。

(1) 在宅医療と介護の連携強化【重点的な取組み】

医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護連携支援センターにおいて、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築・強化などに取り組めます。

また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険事業者連絡会、訪問看護ステーション連絡会、地域包括支援センター、病院連絡協議会、豊中市（関係課、市立豊中病院）で構成する医療と介護、保健分野の連携ネットワークである「虹ねっと連絡会」の取組みとの連携を強化しながら、在宅医療・介護連携のさらなる充実を図ります。

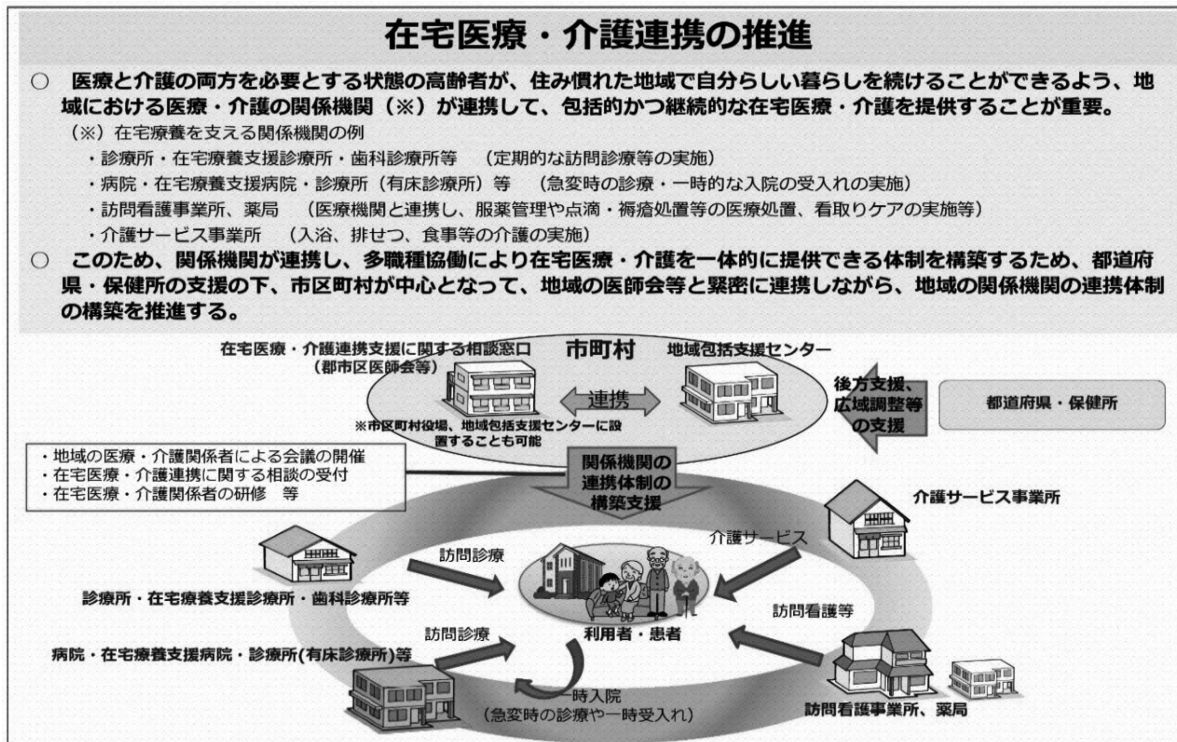
〈主な内容〉

①在宅医療・介護連携支援センター事業の実施	在宅医療・介護連携の強化を図るため、「豊中市在宅医療・介護連携支援センター事業」を実施します。 また、実施にあたっては、医療・介護の関係者の代表から構成される「虹ねっと連絡会」や既存のネットワークとの連携のもと、地域に根差した在宅医療・介護連携を推進します。 詳細はトピック2参照
②アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発	アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発のため開発したツールを用いて、人生の最終段階における過ごし方や看取りの意思決定ができるように、幅広い年齢層の市民に対する啓発に取り組めます。 また、医療・介護従事者向けの研修会、課題抽出のための意見交換会を実施し、人生の最終段階における過ごし方や看取りの意思決定支援に取り組めます。
③医療・介護資源に関する情報発信の充実	医療機関の情報や介護サービス事業者等の基本情報などを検索できるポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」や啓発冊子「やさしい介護と予防」により、医療・介護資源の把握と情報発信を行います。
④在宅医療・介護連携による認知症支援の推進【再掲】	「虹ねっと連絡会」に設置されている「認知症支援部会」と連携して、市民向け啓発や医療・介護従事者向けの研修会等を行うことにより、在宅医療・介護連携においても認知症支援を推進します。

〈活動指標〉

指標の内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅医療・介護関係者間の 課題抽出・課題把握・対応 策の検討等企画・運営会議	開催数(回)	15	15	15
	延参加者数(人)	100	100	100
在宅医療・介護に関する 専門職向け研修会・勉強会	開催数(回)	7	7	7
	延参加者数(人)	200	250	300
在宅医療・介護に関する 市民向け講演会	開催数(回)	3	5	7
	延参加者数(人)	30	50	70
虹ねっと com	登録数(件)	1,200	1,350	1,500

【在宅医療・介護連携の推進イメージ】



出典：「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver. 3」（厚生労働省老健局老人保健課）

トピック2 在宅医療体制の強化

具体的な取組み内容

■地域の診療所をグループ化し、在宅医療を支える体制を構築

- ・地域で在宅医療が必要になった場合、かかりつけ医が対応できない時にサポートします。
- ・患者が病院から退院する時、かかりつけ医をもっていない場合に対応します。

■在宅医のグループをサポートする体制を構築

- ・在宅医療の中心的な役割を担う診療所がグループ化を行い、歯科や皮膚科などの専門診療科や訪問看護など多職種がグループをサポートします。
- ・サブアキュート病床*を持つ病院が、在宅医へ空床情報を提供し、入院を要する在宅患者が円滑に入院できるようサポートします。

※：重装備な急性期入院医療まで必要としないが、在宅や介護施設などにおいて症状の急性増悪した時に患者を受け入れる病床のこと。

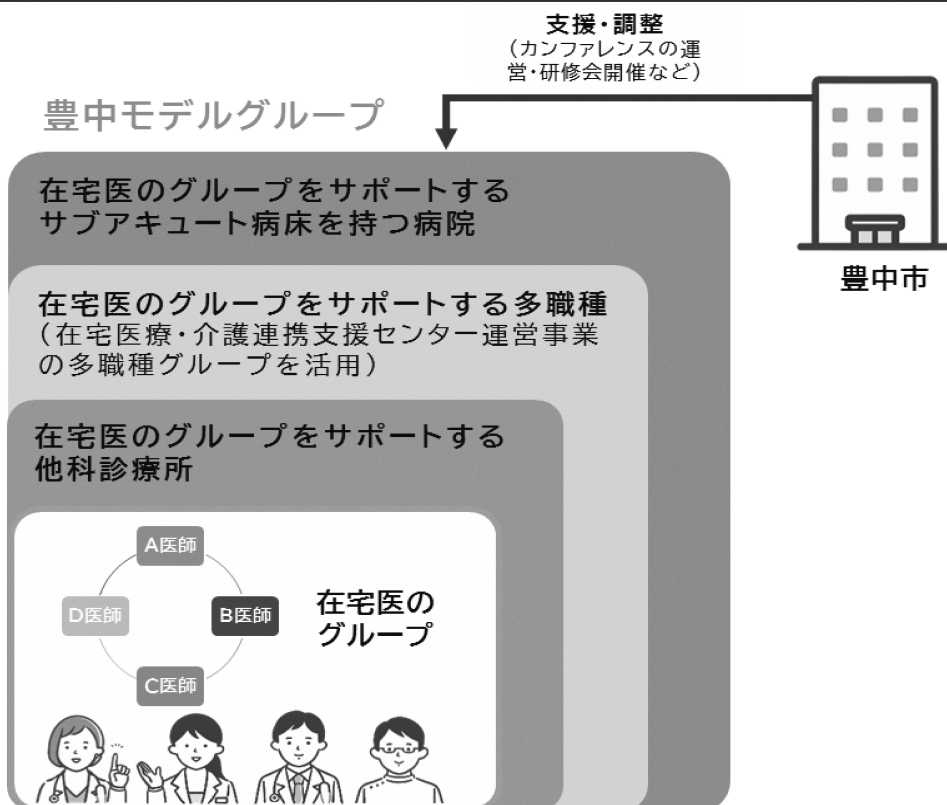
支援の事例

在宅医療を受けている高齢の女性が、別居している子どもに「今朝からお腹の調子が悪い。お世話になっているかかりつけ医に診てもらいたいが臨時で休診しているようだ。」と連絡がありました。以前、かかりつけ医から教えてもらっていた在宅医グループのことを思い出し、すぐに別の在宅医に母を診てもらうことができました。

在宅医グループを構築することで、かかりつけ医の不在時にも地域で在宅医療が必要な患者に対応することができ、患者は安心して生活を送ることができます。

すべての人が在宅でも希望した医療を受けられる医療体制構築

- ①医療の質が向上できる体制
- ②医師の負担を軽減した持続可能な体制



(2) ケアマネジメントの質の向上

高齢者一人ひとりが自立支援・重度化防止、在宅生活継続に有効な支援やサービスなどを個々の状態に応じて利用できるよう、ケアマネジャーをはじめとする専門職のアセスメント力の向上や、多職種連携などを通じて、ケアマネジメントの質の向上に取り組みます。

〈主な内容〉

<p>①自立支援型 ケアマネジメント力の向上</p>	<p>地域包括支援センターやケアマネジャーのケアプラン作成において、理学療法士や作業療法士等の専門職が同行し、助言・支援を行い、自立支援型ケアマネジメントを推進します。</p> <p>また、多職種・多機関のネットワークを構築するとともに、事例検討や勉強会等を開催し、多職種連携によるケアマネジメントの質の向上に取り組みます。</p>
<p>②ケアプランの点検・初心者研修の実施</p>	<p>ケアプラン点検及び実例を踏まえた研修を実施するとともに、豊中市介護保険事業者連絡会・地域包括支援センターと連携して介護支援専門員初心者研修を実施し、ケアマネジャーの経験、ケアプランの内容に沿ったきめ細やかなケアマネジメント支援を行います。</p>

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域リハビリテーション活動支援事業専門職支援数(件)	760	780	800
ケアプランの点検件数(毎年度4月1日時点で指定を受けている事業所が対象)(件)	170	170	170

4) 相談及び支援基盤の構築・強化

高齢者やその家族などが抱える多様な課題・不安に対応できるよう、地域包括支援センターの総合相談窓口をはじめとする多様な相談窓口・相談機能等の充実・連携強化を図るとともに、権利擁護・虐待防止に向けた取組みを推進します。

またヤングケアラー支援については、専用相談窓口を中心として、関係機関が情報や支援方針を共有し連携して支援を行っていきます。

(1) 地域における総合相談機能の強化

地域包括ケアシステムを推進するための中核となる地域包括支援センターの総合相談窓口等の機能の強化に取り組みます。

〈主な内容〉

①地域包括支援センターの機能強化とサービスの質の向上	地域包括支援センター連絡協議会の活動を通じて、地域包括支援センター間の連携・情報共有や各職種の専門性の向上等に取り組み、地域包括支援センターの組織力の強化を図るとともに、自己評価・外部評価を実施、活用することで、業務内容の改善・サービスの質の向上をめざします。今後、相談機能の強化に向けて、デジタル技術の利活用に取り組みます。
②地域包括支援センターの周知と情報提供	多様な媒体、地域団体の会合などを活用し、地域包括支援センターの啓発を行い、センターの役割や取組み内容などの認知度向上を推進します。
③地域における相談支援体制の強化	「福祉なんでも相談窓口」や民生委員・児童委員など身近な相談窓口の周知啓発を行い、気軽に相談できる環境づくりを進めます。 また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や各種専門支援機関との連携強化を図ることで、課題や不安を抱える人のSOSや周囲の気づきを漏れなく必要な支援につなげる体制づくりに取り組みます。
④ヤングケアラー相談窓口の設置	令和4年（2022年）4月より、18歳未満の子どもを対象に“子どもの権利”を守る視点からヤングケアラー専用相談窓口を設置しました。 ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども）の負担を軽減する観点から、介護を含め多様な課題や不安を抱える世帯に寄り添い、多分野・多機関が連携して包括的に支援します。

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域包括支援センター総合相談件数(件)	35,000	35,000	35,000
地域包括支援センター職員向け研修会 開催数(回)	2	2	2
コミュニティソーシャルワーカー(CSW) 相談件数(件)	900	900	900
福祉なんでも相談窓口相談件数(件)	350	360	370

(2) 多様な相談機能の強化【重点的な取組み】

「重層的支援体制整備事業」を推進し、多様な相談窓口等の有機的な連携を図り、総合相談機能の強化に取り組みます。

〈主な内容〉

<p>①複合的な課題に対応するための包括的な支援体制の強化</p>	<p>課題が複雑化・複合化しているケース（8050 問題やひきこもり、ヤングケアラーなど）の対応では、多機関協働推進事業における多機関連携会議を活用し、課題解決に向け迅速に支援方針を決定します。また、支援の方向性や進捗を管理するコーディネーター役を配置し、適切に支援を進めます。</p> <p>詳細はトピック3参照</p>
<p>②苦情調整委員会窓口におけるサービスの質の確保</p>	<p>「健康福祉サービス苦情調整委員会（愛称「話して安心、困りごと相談」）」による健康福祉サービス全般についての苦情調整を行い、介護保険サービス等に関する苦情・相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、窓口の周知・啓発を進め、市民が相談しやすい環境づくりや質の確保に取り組みます。</p>
<p>③くらし再建パーソナルサポートセンターでの支援</p>	<p>「くらし再建パーソナルサポートセンター」において、関係機関との連携や地域の社会資源を活用し、高齢者の就労や家計などに関する相談支援に取り組みます。</p>

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
多機関連携相談件数(件)	50	55	60

トピック3 多機関協働推進事業の取組み

令和3年（2021年）の社会福祉法の改正にともない、本市においても多機関協働推進事業に取り組んできました。しかし、分野別・対象者別をこえた支援という「理念」と属性ごとの専門制度の中で支援する「現状」の中、より円滑に連携する必要がありました。

そこで、地域包括支援センターや障害者相談支援センターをはじめとする支援機関にヒアリングを行ったところ、大きく3つの問題点が浮き彫りになりました。

問題点1：多機関連携の仕組みが現場任せ

複雑化・複合化した課題を抱える世帯への対応において、最初に関わった支援機関が抱え込む事例が多くありました。様々な支援機関の調整も、最初に関わった支援機関が行うなど、多機関連携の仕組みが現場任せとなっていました。

問題点2：支援者個人の経験やスキルに依存しがち

多機関で連携して支援を行うために、様々な支援機関を調整していく必要があります。その調整には多くの手間と時間を要するとともに、支援者同士のネットワークや経験等の影響が大きく、属人的な手法に頼ったものになりがちでした。

問題点3：多機関協働推進事業における支援会議*が十分に機能していなかった

多機関協働推進事業で複雑化・複合化する課題に対応するため支援会議を設置しています。これまでは、依頼から会議の開催までに時間がかかったり既存の支援の仕組みとのすみ分けを厳格にしていたりしたことで取り扱う案件も限られていました。結果として、上記の問題点1、2につながっていたと推測されます。また、支援会議では情報共有を行うとともに支援の方向性を検討していますが進捗管理など全体のモニタリングを行う役割が不明瞭でした。

※ 社会福祉法第106条の6に定める会議で、参加する支援機関などの構成員に対し守秘義務を設けつつ、それぞれが把握している情報の共有を可能とし、必要な支援の検討を円滑にするもの。

このような問題点を踏まえ、令和4年度（2022年度）に発足した市の「暮らしやすさ向上プロジェクト」で、各種支援機関の現状をヒアリングしながら多機関連携における新たな相談支援体制について検討し改善しました。新しい相談支援体制のポイントは次の3点です。

ポイント1：各相談支援機関の中心となる事務局を設置

複雑化・複合化した課題に支援機関が対応するためには、各機関の連携が欠かせません。また、課題を抱える人が複数いる世帯では、各属性に応じてそれぞれ支援するのではなく世帯として支援方針を定めることが望ましいです。そこで、各機関の中心となる多機関協働事務局を地域共生課に設け、世帯での支援方針やそのために各機関が担う役割の決定、そこに至る調整を行うことで、連携を促進するとともに現場の負担を軽減します。

ポイント2：人員体制を再編成

各機関が連携し支援方針を定める際の調整や、支援方針決定後の要支援者のモニタリングをきめ細やかに行うため事務局に地域ごとの担当者を設けました。また、専門的な知見が必要な要支援者に対応するため、医療や教育等の専門的な人をアドバイザーに迎えました。多機関協働をより一体的に推進するための兼務職員を配置するなど、各支援機関の連携やサポートを強化するために体制を構築しました。

ポイント3：より効果的な支援会議の運用

従来支援会議は前述のとおり問題点も大きかったため、以下のとおり改めました。

多機関連携会議

支援機関のケース担当者が中心となる会議。

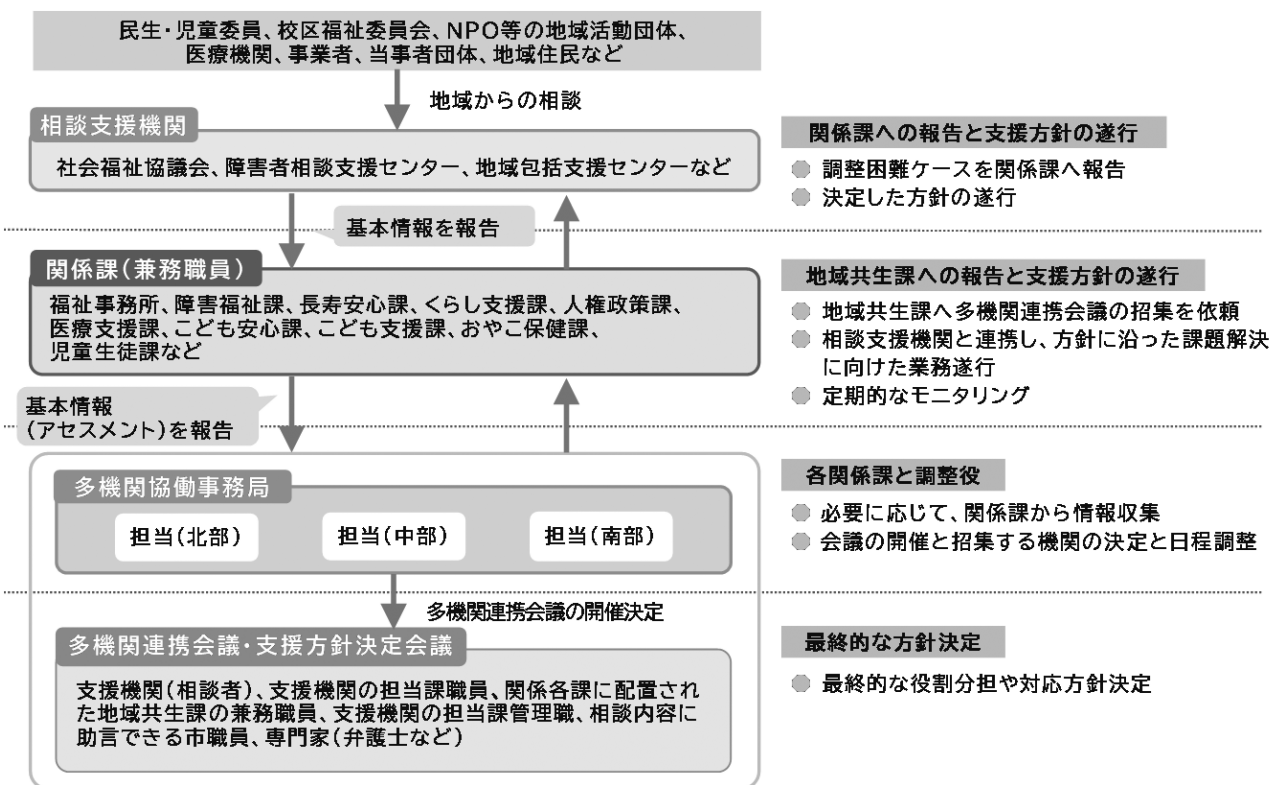
- ・会議や多機関連携の調整を地域共生課が担うことで、各支援機関の負担を軽減。
- ・ケース担当者が中心の会議なので、状況に即した柔軟な会議運営が可能。
- ・世帯全体の支援方針である「トータルケアプラン」の作成と進捗管理を地域共生課が担う。

支援方針決定会議

ケース担当者のほか管理職も参加し、市としての最終方針を決定する会議。必要に応じて、医療や教育等の専門的な人を招集し、助言を受けることができる。



【相談から支援の流れの図】



(3) 権利擁護・虐待防止の推進

住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、認知症の人や精神障害のある人等、判断能力が低下した人をはじめ、すべての人の権利・尊厳が守られ、本人の自己決定権を尊重した、権利擁護や虐待防止に関する取組みを推進します。

〈主な内容〉

<p>①成年後見制度の普及啓発と利用促進</p>	<p>成年後見利用促進計画に基づき、権利擁護・後見サポートセンターを中心として制度の普及啓発や利用促進、相談窓口の周知啓発や相談支援機能の強化を図るとともに、本人の自己決定権を尊重した制度の運用を行うため、本人を中心とした権利擁護支援チームを形成する仕組みをつくり、チームで意思決定支援を行う体制を整えます。また、市民後見人等の養成を行うとともに、活躍の場が広がる仕組みづくりに取り組みます。</p>
<p>②消費者被害及び特殊詐欺被害の未然防止</p>	<p>消費者被害に関する啓発活動を行うとともに、消費者安全確保地域協議会の場において、関係者と情報共有・啓発を進め、地域での見守り活動を行う市民活動団体等と連携を図り、高齢者への直接支援を行う窓口へ頻発するトラブル事例等の情報提供を行います。</p> <p>また、特殊詐欺被害の未然防止に向けて、市民への啓発や注意喚起を行います。</p>
<p>③地域の高齢者虐待の防止・早期発見</p>	<p>地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待の防止、早期発見のための周知啓発などに取り組むとともにその体制の強化を図ります。</p> <p>また、地域の様々な関係機関と連携を図り、虐待の早期発見と迅速な相談支援などに取り組むとともに、虐待を受けた高齢者の避難先の確保と支援調整に取り組みます。</p>
<p>④事業者等への虐待防止に向けた支援</p>	<p>介護保険事業者連絡会等との連携により高齢者虐待防止に向けた基本的知識や考え方などの周知を図り、介護サービスの質の確保を図ります。</p> <p>また、必要に応じて、虐待防止に向けた運営指導・立入検査などを実施し、再発防止に向けた助言・指導等を行います。</p> <p>さらに、高齢者施設等における虐待防止に向けた取組みを推進するとともに、虐待に関する通報等があった場合は適切な調査を実施し、再発防止に向けて助言・指導を行います。</p>
<p>⑤市長申立て案件における「権利擁護支援チーム」の形成</p>	<p>市長申立て案件で後見人が就任する際、権利擁護・後見サポートセンター（中核機関）が中心となり、後見人やこれまでの支援者を集め、権利擁護支援チーム形成の土台を作ります。</p>
<p>⑥市民後見人チェックリストの活用</p>	<p>市長申立て案件のうち市民後見人の受任数を増やすため、市民後見人チェックリスト活用します。</p>

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市長申立て件数(高齢者のみ)(件)	20	20	20
市民後見人受任件数(件)	5	6	7
高齢者虐待防止に関する研修参加者数 (人)	150	150	150

基本目標2 人生100年時代における社会参加と健やかで安全・安心な暮らしの実現

1) 社会参加の促進

高齢者が生涯を通じて、地域社会とつながり、活躍できるよう、高齢者一人ひとりの強みや興味・関心等に応じた多様で切れ目のない社会参加を支援し、健康増進や介護予防につなげます。

(1) 地域活動等への参加促進

高齢者の社会参加が介護予防・自立支援につながるという視点を踏まえ、高齢者の地域での多様な生きがいがいづくりとともに、地域の担い手として活躍できるよう、ボランティア・社会貢献活動を支援します。

〈主な内容〉

①老人クラブへの支援	高齢者による相互支援活動や地域福祉活動、世代間交流等の促進に向けて、各地域の老人クラブの主体的な活動を支援します。
②生涯スポーツの推進	体育館や温水プール等の施設において、年齢や体力、スポーツ経験、興味・目標に応じた、多様なスポーツ機会の提供を行い、健康の保持・増進に向けた取組みを行います。 また、高齢者のスポーツに対する意識向上を図るとともに、スポーツ活動を通じて高齢者の交流が生まれるよう、各種教室や事業の普及促進に取り組みます。
③生涯学習活動の推進	千里文化センター「コラボ」において、生涯学習活動や介護予防活動等、社会参加につながる事業を展開します。 また、令和5年2月に開館した庄内コラボセンター「ショコラ」にある就労支援・市民公益活動・介護予防・社会教育の活動拠点を活用し、市民・市民団体・事業者の多世代・他分野交流拠点として展開します。
④ボランティア活動や市民活動等への支援の充実	ボランティア活動や地域貢献活動などを支援するため、地域福祉活動支援センターやボランティアセンター、市民公益活動支援センターでの情報発信や相談支援機能の充実を図るとともに、「とよなか夢基金（市民公益活動基金）」などによる運営支援に取り組みます。また、「とよなか地域創生塾」などの取組みを通じて、一人ひとりの興味・関心を社会参加や社会貢献活動などの実践につなげる仕組みづくりを行います。

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市民公益活動支援センター利用人数(人)	9,000	9,500	10,000
市民公益活動推進助成金助成事業数 (事業)	20	20	20

(2) 身近な地域での健康づくり・介護予防の展開

健康寿命の延伸に向け、健康への関心の有無などに関わらずあらゆる世代が健康につながる環境づくりに取り組みます。

また、地域の状況・特徴などを踏まえ、多様な主体と連携を図りつつ「とよなかパワーアップ体操」などを中心に、通いの場づくりや元気な高齢者が地域を支えるための仕組みづくりなどを通じて、身近な地域における住民主体の介護予防の活動を展開します。

〈主な内容〉

①地域での健康づくりの展開	地域全体で健康づくりを支える視点から、多様な主体と連携しながら健康づくりを支援する体制の構築・充実を進めるとともに、健康づくり推進委員会などの活動を支援し、地域での健康づくりを推進します。
②とよなかパワーアップ体操の自主グループの育成・支援	介護予防体操「とよなかパワーアップ体操」の普及啓発に取り組むとともに、体操の自主グループの立ち上げと活動持続、効果的な取り組みを支援するため、専門職による体力測定や体操指導等の支援を行います。
③介護予防センターの運営	介護予防の普及啓発や高齢者の健康・生きがいつくりに関する事業を実施します。 また、事業参加者の地域での活躍を支援するとともに、子どもをはじめ地域住民との交流の機会づくりなどを展開し、地域に開かれた介護予防の拠点づくりを進めます。
④とよなか地域ささえ愛ポイント事業の推進	「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」の推進を通じて、社会参加・地域貢献への動機付けを行い、生きがいや介護予防につなげます。 また、活動対象を、子育て支援活動などにも拡充し、高齢者が地域を支える仕組みを強化します。

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
とよなか地域ささえ愛ポイント事業でのボランティア登録者数(累計人数)	1,500	1,500	1,500

(3) 就労支援の充実

高齢者の介護予防・自立支援や社会の活力の維持につなげていくため、高齢者の多様な就労の促進に向けた支援に取り組みます。

〈主な内容〉

①高齢者の就労機会の創出	地域就労支援事業や無料職業紹介事業、高齢者活用を検討している事業者への専門家派遣などにより、就労を希望する高齢者と高齢者を活用する事業所のマッチング等を推進します。 また、就労促進講座や企業を対象とした高齢者雇用を促進する取組み等を通じて、高齢者の就労機会の創出を図り、高齢者が希望する就労や社会参加等への橋渡しを進めます。
②シルバー人材センターの事業の支援	高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを進めるため、高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業や軽易な業務への就業の機会確保に取り組むシルバー人材センターの事業を支援します。

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
市の事業を通じた雇用・就業人数(人)	80	80	80
シルバー人材センターの登録会員数(人)	2,200	2,200	2,200
シルバー人材センターの受注金額(千円)	848,600	848,600	848,600

2) 生活支援体制の充実

高齢者や家族介護者の日常生活での不安・困りごとに対応する多様なサービス・支援などが提供されるよう、地域での支え合い・助け合いの促進とともに、生活支援に関するサービス・制度の充実を図ります。また、災害時・緊急時に対応できる支援体制の充実を図ります。

(1) 地域での支え合い・助け合い機能の強化

地域での支え合い、助け合い機能の強化に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体ささえあい活動をはじめ、地域課題の解決に向けた取組み、既存の地域活動・福祉活動等などの充実を図ります。

また、本市におけるライフセーフティネットの拡充とともに、既存の活動・取組みなどを踏まえて、生活支援コーディネーターや地域ささえあい推進協議体の活動などを通じて、生活支援体制づくりに取り組みます。

なお、本項における生活支援体制整備事業を「豊中市生活支援体制整備事業実施計画」とします。

〈主な内容〉

<p>①生活支援体制整備事業の推進</p>	<p>生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめ多様な事業主体と連携を図り、住民主体ささえあい活動の充実（下記参照）などを通じて、地域における支え合いの体制づくりを推進します。</p> <p>また、第1層（市全体）及び第2層（日常生活圏域）等に設置した地域ささえあい推進協議体において、地域における支え合いの体制づくりに関する課題抽出や情報共有、各主体との連携強化に取り組みます。</p> <p>※事業の方向性及び具体的な内容等については、P46～47の「豊中市生活支援体制整備事業実施計画」を参照ください。</p>
<p>住民主体ささえあい活動の充実</p>	<p>介護予防・生活支援サービス事業の住民主体ささえあい活動として、福祉便利屋事業（訪問型）及びぐんぐん元気塾（通所型）の全小学校区での実施をめざします。</p> <p>また、既に実施している校区においては、多様なサービスを充実するとともに、地域拠点としての機能を強化し、地域のささえあいに取り組みます。</p>
<p>②地域共生センターによる地域福祉活動への支援</p>	<p>地域共生センターにおいて、地域団体に活動の場を提供することで地域福祉活動の充実を支援し、地域の交流やつながりづくりを進めます。</p>

〈主な内容〉

<p>③高齢者見守り ネットワークの充実</p>	<p>一人暮らし高齢者などを地域全体で支える体制づくりに向けて、「安心生活創造事業」「安否確認ホットライン」「安心キット配布事業」などの事業を実施します。</p> <p>また、小地域福祉ネットワーク活動によるグループ援助活動や民生委員による一人暮らし高齢者などへの個別訪問活動、地域の民間事業者のネットワークによる見守り活動などと連携を図り、重層的な見守り体制の整備・強化をめざします。</p>
<p>④社会福祉法人への 地域貢献活動の促進</p>	<p>良好な運営が確保され、積極的な情報公開並びに地域貢献活動を行っている社会福祉法人を「豊中市地域貢献活動推進社会福祉法人」として登録・公表し、社会福祉法人の信頼性と透明性を高めるとともに、社会福祉法人の強みを生かした地域貢献活動を促進します。</p>
<p>⑤地域における 相談支援体制の強化【再掲】</p>	<p>「福祉なんでも相談窓口」や民生委員・児童委員など身近な相談窓口の周知啓発を行い、気軽に相談できる環境づくりを進めます。</p> <p>また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や各種専門支援機関との連携強化を図ることで、課題や不安を抱える人のSOSや周囲の気づきを漏れなく必要な支援につなげる体制づくりに取り組みます。</p>

〈活動指標〉（豊中市生活支援体制整備事業実施計画の活動指標）

指標の内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住民主体ささえあい活動 福祉便利屋事業(訪問型)	校区数(校区)	20	27	34
	コーディネーター配置 校区数(校区)	18	24	30
	対応件数(件)	250	300	350
	担い手の登録者(人)	800	850	900
住民主体ささえあい活動 ぐんぐん元気塾(通所型)	校区数(校区)	39	39	39
	延べ参加者数(人)	40,000	43,000	45,000
新しく開発した地域資源	種類(種類)	1	1	1
	年間延べ活動回数(回)	36	36	36

生活支援体制整備事業実施計画（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））

「生活支援体制整備事業実施計画」は、豊中市の高齢分野における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、生活支援コーディネーターによる「地域における支え合いの体制づくり」を推進するための取組みの方向性を整理し、地域住民、市及び関係団体間で共有するために策定するものです。

なお、「生活支援体制整備事業実施計画」については、「豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間にあわせた3年間の基本目標（めざすべき姿）を以下のように設定しています。

	平成30年度～平成32年度 (2018年度～2020年度)	令和3年度～令和5年度 (2021年度～2023年度)	令和6年度～令和8年度 (2024年度～2026年度)
豊中市地域包括 ケアシステム 推進基本方針	平成29年度(2017年度)～		→ 地域共生社会
	「地域包括ケアシステム・豊中モデル」の実現 ⇒		
介護保険事業計画	第7期計画 →	第8期計画 →	第9期計画 →
	豊中市の高齢者分野における地域包括ケアシステムの深化・推進		
生活支援体制整備 事業実施計画	→ 地域における支え合いの体制づくりの推進		
基本目標 (めざすべき姿)	「住民意識の醸成」 地域共生社会の一員である という意識を育む	「多様な住民主体による 活動の創出」 地域共生社会の一員として 支え合い活動に 参加及び自ら創出する	「住民主体の展開」 地域共生社会の一員として 主体的に活動を展開する

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の3年間では、「住民主体の展開」を基本目標に設定し、「地域人材の育成・組織化」「地域の課題解決力の強化」の2つを取組みの柱として、「地域における支え合いの体制づくり」に関連する取組みを推進します。特に、コロナ禍で住民活動が抑えられたため、前期の基本目標「多様な住民主体による活動の創出」については、今期も合わせて推進し、住民主体活動や多様な社会参加の場の拡充の方策について引き続き検討、実践していきます。

なお、「地域における支え合いの体制づくり」に関連する取組みについては、これまで同様、以下に示す「第1層（市全体）」「第2層（生活圏域）」「第3層（小学校区）」の3階層で、それぞれの特性に応じた取組みを展開していきます。

階層	相談窓口	ニーズ把握	担い手づくり・支援活動
第1層 (市全体)	社会福祉協議会 ※全市的な相談窓口	匿名性が高いニーズ 専門性が高いニーズ	全市的な活動 ※広域全市統一の活動
第2層 (生活圏域)	地域福祉活動支援センター ※身近な相談窓口	地域とのつながりの薄い人・ 匿名性のあるニーズ	生活圏域での活動 ※安心サポーター等校区に 関わりの少ない人等
第3層 (小学校区)	校区福祉委員会、 なんでも相談窓口 ※地域密着の窓口	ローラー作戦や 小地域ネットワークによる 潜在的なニーズの把握	小地域ネットワーク ※地域密着型の活動

■取組みの展開

●地域人材の育成・組織化

これまで実施してきた取組みを踏襲しながら、「離れていてもつながろう」をコンセプトに集まることなくつながりをつづけることができるように、様々な媒体を活用して取組みを展開していきます。

また、前期に引き続き、「支えられていた人が支え手に」という視点に立ち、多様な人材育成のメニュー・プログラム、社会参加の場・機会づくりを実施します。

【主な取組み】

- とよなか地域ささえ愛ポイントの普及啓発、介護予防お助けバンクの運営、安心サポーター・お針箱サポーターの養成、マンションサミットでのコミュニティづくり等により人材育成及び地域における組織化を図ります。
- 集まって実施するだけでなく、オンライン等集まらずに実施できるプログラムを提供します。
- 多様な社会参加の場の創出に向けた取組み（教養講座・認知症カフェ等）をすすめます。高齢者だけでなく地域共生社会の視点からこども・障害者等との取組みをすすめます。
- 生活支援コーディネーターニュースの発行やフェイスブック等の SNS での情報発信の充実を図ります。

●地域課題解決力の強化

「第1層（市全体）」「第2層（生活圏域）」「第3層（小学校区）」の各階層での課題解決に向けた具体的な取組みを展開するとともに、地域の多様な主体による課題の把握・共有や解決策の検討の場である協議体を運営します。

【主な取組み】

- ライフセーフティネットの構築、家族介護者のグループの育成支援、移送サービスの実施など課題ごとのプロジェクトの実施により、地域課題の解決に取り組みます。
- 住民主体ささえあい活動のぐんぐん元気塾については、校区福祉委員会で全校区の実施と参加者増を図ります。
- 福祉便利屋事業については、人材育成も含めたニーズ・シーズ調査を実施するほか、依頼内容に応じて訪問せずにニーズに対応する取組み（福祉お針箱等）を展開します。
- 事業者との情報共有・情報交換やその他の支援団体、NPO、民間事業所等との連携を図ります。

■活動指標

以下の項目を豊中市生活支援体制整備事業実施計画（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））の活動指標に設定します。

- ①福祉便利屋事業（訪問型）の設置校区数、コーディネーター配置校区数、対応件数、担い手の登録者数
- ②ぐんぐん元気塾（通所型）の設置校区数と延べ参加者数
- ③新しく開発した地域資源の種類と年間延べ活動回数

なお、詳細については、第9期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本目標2-2) ー(1) 地域での支え合い・助け合い機能の強化の活動指標を参照ください。

(2) 生活支援に関するサービス・制度の充実

住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、支援が必要な高齢者の自立生活や健康を支えるとともに、安否確認や見守りを兼ねた高齢者福祉サービスや介護予防・生活支援サービス事業などの充実を図ります。

〈主な内容〉

<p>①自立した在宅生活の支援</p>	<p>高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、ICT見守りサービス、緊急通報システム、外出支援サービス等の生活支援サービスを実施します。</p> <p>必要な方がサービスを受けることができるよう事業周知を行うとともに、社会情勢の変化等、必要に応じて事業の見直し方方を検討します。</p>
<p>②介護予防・生活支援サービスの基準緩和・従前相当サービスの実施【再掲】</p>	<p>介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施します。</p> <p>また、介護予防・生活支援サービスの趣旨や内容などについて、広く周知・啓発を進めます。</p>
<p>③住民主体ささえあい活動の充実【再掲】</p>	<p>介護予防・生活支援サービス事業の住民主体ささえあい活動として、福祉便利屋事業（訪問型）及びぐんぐん元気塾（通所型）の全小学校区での実施をめざします。</p> <p>また、既に実施している校区においては、多様なサービスを充実するとともに、地域拠点としての機能を強化し、地域のささえあいに取り組みます。</p>

〈活動指標〉

指標の内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ICT見守りサービス利用人数(人)【再掲】		800	850	900
外出支援サービス延利用人数(人)		750	800	850
住民主体ささえあい活動 福祉便利屋事業(訪問型) 【再掲】	校区数(校区)	20	27	34
	対応件数(件)	250	300	350
	担い手の登録者数(人)	800	850	900
住民主体ささえあい活動 ぐんぐん元気塾(通所型) 【再掲】	校区数(校区)	39	39	39
	延べ参加者数(人)	40,000	43,000	45,000

(3) 家族介護者への支援の充実

家族介護者が地域で孤立することなく、安心して暮らしていけるよう、介護に関する相談支援体制の拡充や労働環境の整備を図るとともに、家族介護者の身体的・経済的・心理的な負担の軽減に向けた取組みを推進します。

〈主な内容〉

①介護者に対する 相談支援体制の充実	関係機関との連携により、介護者の相談支援体制の充実を図るとともに、相談者一人ひとりに応じた適切な対応に向けた職員のスキルアップに取り組みます。
②介護者の負担軽減に向けた各種事業の推進	介護者を支援する各種事業（要援護高齢者短期入所事業、紙おむつ給付事業、介護家族訪問健康診査・健康相談）の実施を通じて、介護者の負担の軽減を図ります。
③介護離職防止に向けた事業所への普及啓発	介護や子育て、病気の治療などにより柔軟な働き方が求められる労働者が、就労先で勤務が継続できるよう、市内事業所に対する啓発や支援を実施します。
④認知症の人の家族への支援【再掲】	<p>認知症の人を介護する家族のニーズを踏まえ、介護者の精神的負担の軽減に向けた相互交流の促進や、介護技術の向上に向けた取組みなどを推進します。</p> <p>また、高齢者位置情報サービス事業や認知症個人賠償責任保険事業を実施し、認知症の人や家族の支援を行います。</p>
⑤地域での認知症の人の見守り体制の強化【再掲】	<p>地域での認知症の人の見守り体制を強化するために、認知症の人が徘徊（ひとり歩き）した場合に早期の発見・安全確保を目的にしたみまもりステッカー利用支援事業及び認知症高齢者・障害者等行方不明捜索システム（認知症高齢者・障害者徘徊SOSメールが廃止され、オレンジセーフティネットに変更）の周知啓発、利用促進を図ります。</p>

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
要援護高齢者短期入所事業利用日数(日)	1,600	1,600	1,600

(4) 災害時や感染症発生時に備えた支援体制の充実

災害にも強い福祉のまちづくりを実現するために、地震や風水害発生時等における支援・応援体制の整備を図るとともに、発生後にも適切な支援等が受けられる仕組みづくり等に取り組みます。また、感染症の流行を踏まえた今後の危機管理対策に取り組みます。

〈主な内容〉

<p>①防災・福祉ささえあいづくり推進事業の展開</p>	<p>「防災・福祉ささえあいづくり推進事業」を推進するとともに、民生委員・児童委員と校区福祉委員会などの地域ボランティアが平常時から見守りを行えるよう、避難行動要支援者へ行う意思確認への回答率の向上を図ります。</p> <p>また、地域と連携して図上・実地訓練等を実施し、地域における避難支援体制の構築を支援します。</p>
<p>②避難所における良好な生活環境の整備</p>	<p>食料品や生活物資の備蓄などをはじめとした避難所の良好な生活環境の整備を進めます。</p> <p>また、「介護等サービス提供事業者との協定」等を踏まえ、地域の福祉団体、サービス提供事業者、関係機関と連携して、介護保険サービスや福祉サービスが避難所において継続的に提供される体制の構築に取り組みます。</p>
<p>③「個別避難計画」作成の推進</p>	<p>災害時に避難行動要支援者一人ひとりに応じた避難支援策を確立するため、「個別避難計画」を作成します。</p>
<p>④要配慮者の避難支援体制の構築</p>	<p>災害時の福祉避難所等の確保や運営、移送手段等の確保を進めます。</p>
<p>⑤介護保険事業所等との連携による災害・感染症対策の体制整備</p>	<p>介護保険事業所等と連携し、防災や感染症対策等についての周知啓発、研修、訓練等を実施するとともに、介護保険事業所等における災害・感染症発生時に必要な物資の備蓄・調達状況等や具体的計画などの確認を促進します。</p>
<p>⑥防災訓練等への支援と意識啓発</p>	<p>自主防災組織等の地域団体と連携して、ハザードマップや避難所運営マニュアル等を基に地域で行う防災訓練等を支援します。</p> <p>また、出前講座やとよなか防災アドバイザー制度を活用し、引き続き市民や関係機関・団体等を対象とした災害時の情報収集や避難行動等に関する普及啓発を進めます。</p> <p>その他、児童・生徒向けの防災啓発冊子を作成・啓発し次世代の防災リーダーを育成します。</p>

〈主な内容〉

<p>⑦介護保険事業における 災害時対応マニュアル 作成等の促進</p>	<p>災害時に社会福祉施設等で避難行動等が迅速に行えるよう、施設等に災害対応マニュアルの作成を促進します。</p> <p>また、水害・土砂災害が想定される区域内の要配慮者利用施設に避難確保計画の作成と避難訓練の実施等を促進します。</p> <p>さらに、介護保険施設等の集団指導や運営指導時に非常災害に関する具体的計画を策定するよう指導・助言を行います。</p>
<p>⑧救急タグの普及啓発</p>	<p>急病などの緊急時に、現病歴、アレルギーの有無、服薬状況、緊急連絡先等を専用カードに書き込み、救急隊や医師にすみやかに本人の情報を提供する「救急タグ」の普及啓発を進めます。</p>

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地区防災圏自主防災組織の組織率(%)	80.4	82.9	85.3
防災出前講座の参加人数(人)	2,500	4,000	5,500

3) 住生活環境の充実

高齢者の生活のニーズにあった住まいの確保を図るとともに、住み慣れた地域で、安全に、安心して、暮らし続けられるよう、生活環境・地域資源の充実に取り組みます。

(1) 自立生活が継続できる住まいの支援

住宅施策と福祉施策の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で、安心、安全、自立した生活を送るための基盤となる住まいに関する情報提供を進めます。

また、サービス付き高齢者向け住宅などの活用や市営住宅の住環境の改善、重層的な住宅セーフティネットの構築などを通じて、高齢者の安定した居住の確保に取り組みます。

〈主な内容〉

①サービス付き高齢者住宅の適正推進	サービス付き高齢者住宅等の家賃やサービス内容などの様々な情報を市民に提供します。 また、本市内において、サービス付き高齢者住宅等が整備され、介護保険サービスが提供される場合は、ケアプランやサービス内容について、必要に応じて事業者に対する指導・助言を行い、サービス提供の適正化を図ります。
②市営住宅等の充実	市営住宅等の効率的な管理・運営に取り組むとともに、入居者募集の際には、60歳以上の人には当選する確率を2倍に優遇します。 また、空き家改修時において手すりの設置や段差解消を行うなど、高齢者の居住の安定の確保に取り組みます。
③住宅確保要配慮者への居住支援の推進	「豊中市居住支援協議会」相談窓口において、低所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者の入居支援を行うとともに、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録を促進し、庁内関係課、不動産業者、福祉事業者、居住支援法人等と連携し、民間賃貸住宅等の円滑な入居に向けた啓発活動などに取り組みます。

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録(戸)	前年から増加	前年から増加	前年から増加

(2) 生活環境の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、既存の交通事業者などと調和を図りつつ、地域の状況に応じた移動支援や買物支援、公共施設等のバリアフリー化や道路環境の整備などに取り組みます。

〈主な内容〉

<p>①地域特性に応じた 移動・買い物支援等の確保</p>	<p>公共交通網の維持に向け、デマンド型乗合タクシー等の取り組みを行うとともに、地域特性を踏まえ、介護サービス、交通事業者、福祉有償運送などと調和を図りつつ、日常生活を支える生活交通の確保を進めます。</p>
<p>②運転免許返納の促進と 返納後の移動手手段の確保</p>	<p>大阪府・警察機関と連携を図りながら、交通事故防止に向けて、判断・認知に疑いがある高齢者の自主的な運転免許の返納を促進します。</p> <p>また、運転免許返納後の移動手手段の確保など、地域での生活を支える施策の充実を図ります。</p>
<p>③バリアフリー化の推進</p>	<p>令和4年（2022年）3月に策定したバリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）に基づき、だれもが安全で便利に移動できるようにハード・ソフト一体となった市全体のバリアフリー化を推進するとともに、歩道等において、安全で快適な歩行空間を形成します。</p> <p>また、市のバリアフリー化全般について市民の意見を聞き、交通など他の事業者の事業について状況把握と協議を行うため「豊中市バリアフリー推進協議会」を運営します。</p>
<p>④外出支援サービスの推進</p>	<p>在宅の高齢者をリフト付き車両で居宅から医療機関等に送迎し、外出支援を行います。</p>

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
デマンド型乗合タクシー利用延人数(人)	5250	5500	5750
交通空白地(km ²)	0	0	0
外出支援サービス利用延人数(人)【再掲】	750	800	850

基本目標 3 介護保険制度の持続可能性の確保と基盤づくり

1) 介護保険制度の効果的・効率的な運営

介護保険制度の持続可能性を確保するため、多様な介護人材の確保・定着支援や、介護サービスの質の向上などに取り組みます。また、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備に取り組みます。

(1) 介護人材の育成・確保と介護現場の生産性の向上【重点的な取り組み】

多様な人材の参入・活躍の促進による介護人材のすそ野の拡大を図るとともに、新規介護人材の確保と定着支援の双方の視点に立った取り組みを促進します。

また、介護職の魅力発信や、介護現場における業務改善やデジタル技術の利活用支援等を図ることで、介護現場の生産性の向上に取り組みます。

〈主な内容〉

①公民連携による介護人材確保対策	公民連携の人材確保対策として介護保険事業者が主体となった取り組みを支援し、持続可能な介護サービス提供体制の実現をめざします。 詳細はトピック 4 参照
②生活支援サービス従事者の養成	生活支援サービス従事者研修を実施し、軽度の支援を必要とする高齢者を対象とする買い物や掃除・調理などの日常生活をサポートする「生活支援サービス従事者」の育成を通じて、人材のすそ野の拡大を図り、元気な高齢者をはじめ地域住民が活躍していただくことにより、多様な主体による多様な介護予防・生活支援サービスが利用できるような地域づくりを支援します。 また、当該研修の修了者と事業者とのマッチングを行う「お仕事説明会」を開催し、介護人材確保を進めます。
③いきてゆくフェスの実施	高齢者の社会参加、多世代の参加や交流の促進、介護の仕事を広く市民に周知し、介護・福祉の魅力を伝えることを目的に「いきてゆくフェス」を実施します。
④国・府との連携による生産性の向上に向けた取り組みの推進	文書作成や手続について、届の簡素化や手続の電子化などデジタル技術の活用を進めることで介護現場での負担軽減を図るなど、国の動向を踏まえ、大阪府と連携して取り組みを進めます。
⑤求職者と介護事業所とのマッチングの推進	無料職業紹介事業による個別支援や面接会などを通じて、求職者と介護事業所のマッチングに取り組みます。

〈主な内容〉

⑥外国人介護人材への生活サポート	市内で働く外国人介護職員の人材育成及び定着のため、とよなか国際交流センターにおいて多言語による生活相談の実施や、定着定住に向けた仲間づくりを支援、地域住民に対して多文化共生に対する理解を推進するなど、市内で安心して生活し働くことができるよう、生活全般をサポートします。
------------------	--

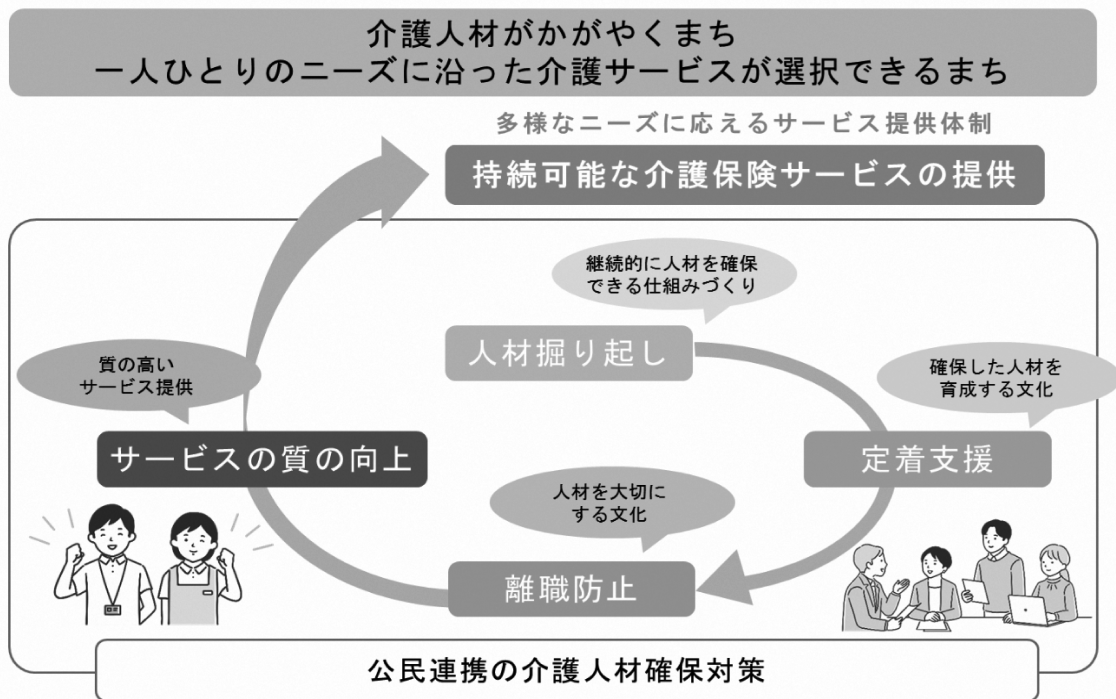
〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活支援サービス従事者研修累計修了者数(人)	30	40	50
いきてゆくフェスの参加者数(人)	1,500	1,550	1,600

トピック4 公民連携による介護人材確保事業の推進 (令和6～8年度実施予定)

さらなる高齢化が進む中で介護人材不足は喫緊の課題となっています。サービス利用者は増加、有効求人倍率は高い状態で推移しており、新たな介護ニーズへの対応や離職などによる欠員補充も難しい状況にあります。

人材確保にあたっては人材を雇用する介護保険事業者が地域の中で存在意義を発揮し、働きやすい環境づくりや人材育成に取り組む必要があります。市では公民連携の人材確保対策として介護保険事業者が主体となった取組みを支援し、持続可能な介護サービス提供体制の実現をめざします。



(2) 介護サービスの質の向上と介護保険制度の適正な運営

質の高い介護保険サービスが適切に提供されるよう、関係機関等との連携によるサービスの質の向上に向けた取組みとサービス提供事業者に対する指導・助言を推進します。

また、介護保険制度の適正な運営に向けて、サービス提供体制の充実を図るとともに、適切な要介護認定や介護給付の適正化、介護保険事業に関する評価・分析、情報の公表などに取り組みます。

なお、本項における「介護給付適正化に向けた取組み」を豊中市介護給付適正化計画とします。

〈主な内容〉

①地域密着型サービス事業者への支援	地域密着型サービス事業所による地域密着型サービス運営推進会議の設置・運営等を支援するとともに、内容の充実に向けた検討を進め、提供される地域密着型サービスの質の向上につなげます。
②介護保険事業者連絡会の活動支援	豊中市介護保険事業者連絡会への活動支援を通じて、事業者間の連携を図るとともに、質の向上などにつながる研修などに取り組みます。
③介護サービス相談員派遣事業の実施	介護サービス相談員が派遣の申し出があった介護保険サービス事業所を訪問し、サービス利用者の様々な要望や思いを聞き、相談にのります。そして、その内容を事業者に伝え、利用者と事業者との間に行政から独立した第三者の視点で、改善の途を探ります。そのことにより事業所のサービスの質の向上につなげます。 加えて、介護サービス相談員は、地域に密着した形で介護保険に関する普及啓発を図る役割も担います。
④事業者に対する指導・助言の実施	介護保険サービス事業者及び有料老人ホームに対する指導・助言を強化し、利用者本位のサービス提供体制の確保を図ります。 また、住宅施策と福祉施策の連携を図ることで、サービス付き高齢者向け住宅への指導・助言を実施します。
⑤介護保険制度等の普及啓発	出前講座や地域の様々な相談活動などの場・機会、パンフレットなどの多様な媒体を活用し、介護保険制度や地域包括ケアシステム等の普及啓発を実施します。
⑥介護給付適正化に向けた取組みの推進	国の介護給付適正化主要事業や大阪府介護給付適正化計画に基づき、以下の介護給付適正化事業を実施します。 【豊中市介護給付適正化計画】

【介護給付適正化事業実施計画】

事業	内容
要介護認定の適正化	<p>認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について不整合の有無を確認するとともに、認定調査票に特記事項（選択の根拠、介護の手間、頻度等）が適切に記載されているかを確認します。</p> <p>更新及び区分変更申請に係る要介護・要支援認定調査を実施するとともに、認定調査員及び介護認定審査会委員に対する研修を実施します。</p>
ケアプランの点検	<p>継続的にケアプランの質の向上を図る観点から、介護支援専門員の職能団体等にケアプランの点検を委託し、ケアプラン作成傾向の分析や振り返り研修等を実施します。また、厚生労働省が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」を踏まえて、高齢者向け住まいの入居者に係るケアプラン点検の実施に向けた体制の整備とデータの分析など行っていきます。</p>
住宅改修の適正化	<p>申請される住宅改修が、写真等だけでは確認できないなど疑義のある場合に、改修工事の事前または事後に、現地調査等により確認します。加えて、疑義のあるもの以外にも一定数の調査を行います。</p>
福祉用具購入・貸与調査	<p>利用者の認定調査の直近の結果から利用が想定しにくい福祉用具購入・貸与について、協議書等により必要性を確認します。また、福祉用具購入については必要に応じて利用者自宅への訪問調査等を行います。</p>
医療情報との突合	<p>介護給付情報と医療給付情報の重複請求等の突合点検について、事業者への請求内容の照会・確認、妥当・過誤の判断、請求誤りである場合の過誤処理までの一連の業務を国保連合会に委託するとともに、現在実施している突合項目以外にも活用を検討します。</p>
縦覧点検	<p>複数月の明細書から算定回数や事業者間等の給付の整合性を受給者ごとに確認するために国保連合会から提供される縦覧チェック一覧表をもとに給付状況等を確認し、請求の誤りが判明した場合には返還を求めます。</p>

〈活動指標〉

指標の内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
要 介 護 認 定 の 適 正 化	認定調査票点検件数(件)	全件	全件	全件
	更新及び区分変更申請に係る認定調査の保険者職員による検証の割合	300件に1件	300件に1件	300件に1件
ケアプランの 点検	点検件数(毎年度4月1日時点で指定を受けている事業所を対象とする予定)(件)	170	170	170
住宅改修の 適正化	住宅改修の点検件数(件)	120	120	120
福祉用具購入・ 貸与調査	福祉用具購入の訪問調査件数(件)	60	60	60
	福祉用具貸与の書類調査件数(件)	600	600	600
医療情報との 突合	突合の実施対象月	全月	全月	全月
	突合項目数(項目)	2	2	2
給付情報の 縦覧点検	縦覧点検の実施対象月	全月	全月	全月
	縦覧点検の点検項目数(項目)	1	1	1

(3) 利用者支援の充実

利用者やその家族等が質の高いサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、介護保険サービスや保健福祉サービスに関する積極的な情報提供・発信や、苦情・相談体制の充実を図ります。

また、すべての人が安心して介護保険サービス等を利用できるよう、低所得者への支援や高齢者や障害のある人へのサービス向上に向けた取組みを進めます。

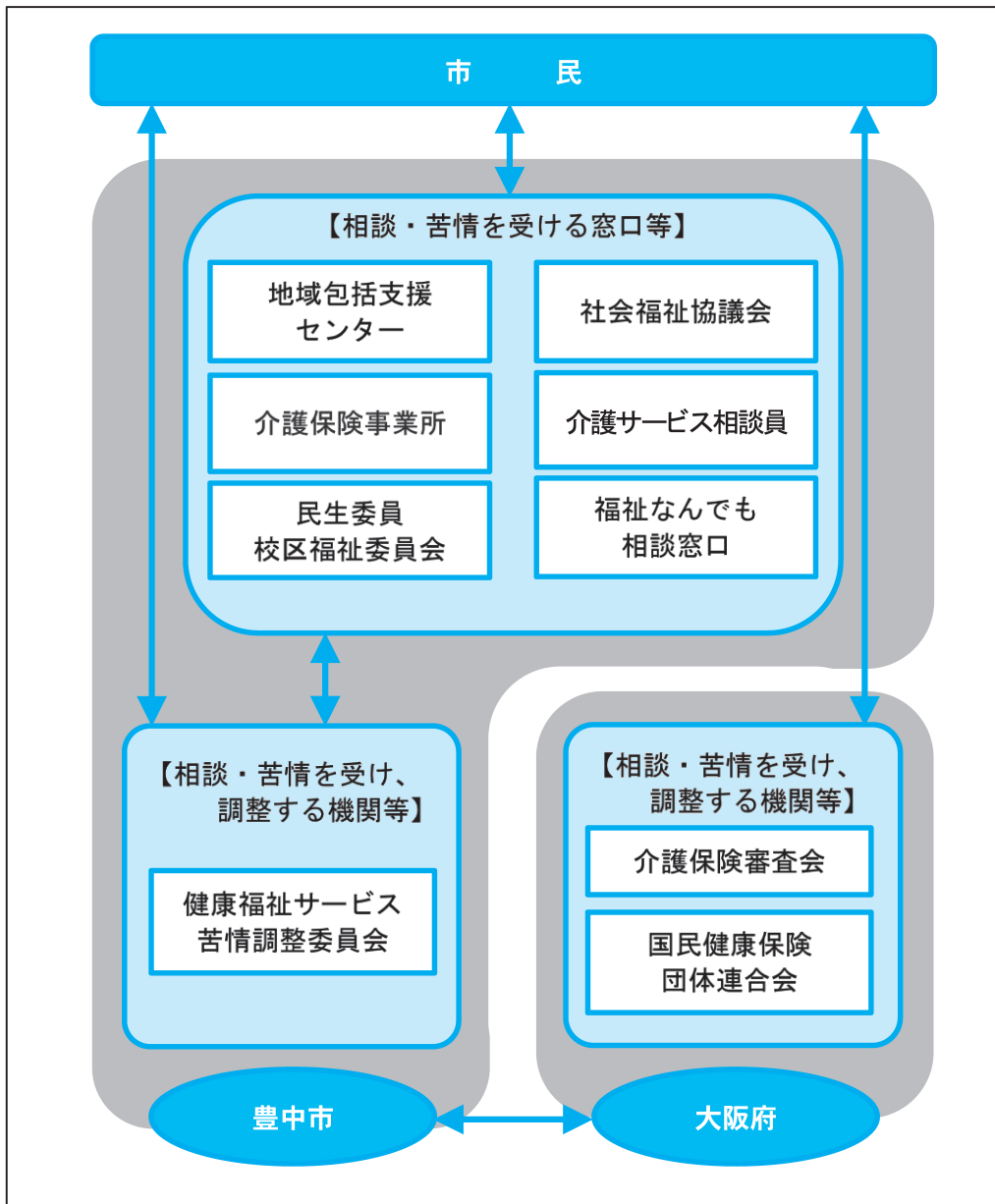
〈主な内容〉

<p>①介護保険制度・事業者等に関する情報提供の充実</p>	<p>介護保険制度・事業者に関する冊子「やさしい介護と予防」や、市ホームページ内のポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」などの様々な媒体を活用したきめ細やかな情報提供を行います。</p>
<p>②低所得者への支援</p>	<p>社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の活用や介護保険料の減免などを通じて低所得者への支援に取り組めます。</p>
<p>③高齢で障害のある人へのサービスの充実</p>	<p>高齢で障害のある人が適切なサービスが受けられるよう、介護保険制度等の普及啓発を図るとともに、高齢者と障害のある人がともに利用できる共生型サービスの指定などに取り組めます。</p>
<p>④苦情調整委員会窓口におけるサービスの質の確保【再掲】</p>	<p>「健康福祉サービス苦情調整委員会（愛称「話して安心、困りごと相談」）」による健康福祉サービス全般についての苦情調整を行い、介護保険サービス等に関する苦情・相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、窓口の周知・啓発を進め、市民が相談しやすい環境づくりや質の確保に取り組めます。</p>
<p>⑤介護保険事業者連絡会の活動支援【再掲】</p>	<p>豊中市介護保険事業者連絡会への活動支援を通じて、事業者間の連携を図るとともに、質の向上などにつながる研修などに取り組めます。</p>
<p>⑥介護サービス相談員派遣事業の実施【再掲】</p>	<p>介護サービス相談員が派遣の申し出があった介護保険サービス事業所を訪問し、サービス利用者の様々な要望や思いを聞き、相談にのります。そして、その内容を事業者に伝え、利用者と事業者との間に行政から独立した第三者の視点で、改善の途を探ります。そのことにより事業所のサービスの質の向上につなげます。</p> <p>加えて、介護サービス相談員は、地域に密着した形で介護保険に関する普及啓発を図る役割も担います。</p>

〈活動指標〉

指標の内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
「やさしい介護と予防」発行部数(部)		20,000	20,000	20,000
介護サービス相談員 派遣事業	相談員数(人)	40	45	50
	受入れ事業所数(件)	130	130	130
健康福祉サービス苦情調整委員会への 相談件数(件)		40	40	40

【介護保険事業における相談・苦情解決のための体制】



(4) 介護サービスの整備

高齢者や介護者の状況に応じて介護サービスを提供できるよう、地域の特性に応じて介護サービスの提供基盤の整備に取り組めます。

※詳細については、第6章を参照ください。

2) 分野横断的なマネジメント体制の構築・強化

市を中心に地域包括支援センターや地域の関係機関をはじめ多様な主体が連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた分野横断的なマネジメント体制の構築・強化に取り組みます。

〈主な内容〉

①庁内連携の推進	分野横断的な課題等に対して、庁内での連携を図り、必要な仕組みや取組みを検討します。
②エビデンスに基づく施策・事業の推進	行政のオープンデータや、高齢者アンケート結果など、様々なデータの活用・分析を積極的に進め、エビデンスに基づくPDCAサイクルの確立と推進をめざします。
③多様な主体との連携による施策推進	市民、公益活動団体、民間事業者、大学、他自治体など、多様な主体による連携・協働・ネットワークの強化や、それぞれの強みやアイデアを生かした取組みを推進し、地域包括ケアシステム・豊中モデルの実現に向けた課題の解決を図ります。
④複合的な課題に対応するための包括的な支援体制の強化【再掲】	課題が複雑化・複合化しているケースの対応では、多機関協働推進事業における多機関連携会議を活用し、課題解決に向け迅速に支援方針を決定します。また、支援の方向性や進捗を管理するコーディネーター役を配置し、適切に支援を進めます。

〈活動指標〉

指標の内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
庁内連携に関する会議開催数(回)	1	1	2
地域包括ケアシステム推進会議開催回数(回)	3	3	3